

国際園芸博覧会共同庭園(大阪府・大阪市・堺市)基本設計業務 特記仕様書

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「測量、調査及び設計業務等委託必携」(大阪府都市整備部)(以下「必携」という。)及び「土木工事数量算出要領(案)(国土交通省最新版)」によるものとし、原則として契約前の公募開始時における本特記仕様書交付開始日での最新版を適用するものとする。ただし、それ以降に改正等があった場合は、契約期間中に受発注者間で協議の上、必要に応じて最新版の適用に代えるものとする。

なお、必携は大阪府都市整備部ホームページ(以下の URL 参照)に記載している。
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/0130030/jigyokanri/giken/index.html>)

また、土木設計業務等委託契約約款第1条に定める設計図書の優先順位は、①質問回答書、②特記仕様書、③測量、調査及び設計業務等委託必携とする。

以下、共通仕様書等に対する特記事項は次のとおりとする。

第1章 総 則

第1条 適用範囲

- (1)この特記仕様書は、「国際園芸博覧会共同庭園(大阪府・大阪市・堺市)基本設計業務」に適用する。
- (2)業務場所：大阪府内

第2条 情報共有システム及び電子納品

- (1)本業務は、大阪府情報共有システムおよび完成図書の電子納品対象案件とする。
- (2)情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
- (3)ここでいう電子データとは、「大阪府都市整備部電子納品要領(案)[業務委託編](令和5年4月大阪府都市整備部)」(以下、「要領」という。))に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- (4)電子納品における成果品の規格等については、要領に基づくものとする。
- (5)情報共有システム及び電子納品については大阪府都市整備部のホームページに掲載している。

＜情報共有システム＞

(https://www.pref.osaka.lg.jp/0130030/jigyokanri/cals/cals_j.html)

＜電子納品＞

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/0130030/jigyokanri/giken/denshinouhin.html>)

- (6)上記に定めのない事項については、必要に応じて監督職員と協議の上、これを定める。

第3条 設計業務等一般

- (1)本業務は、みどり豊かで潤いあるまちづくりを進める『大都市・大阪』の魅力を広く国内外に発信するとともに「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする大阪・関西万博の理念を、「幸せを創る明日の風景」をテーマとする国際園芸博へ繋げていく共同庭園を実現するための基本設計図書を作成することを目的とする。
- (2)受注者は目的の意図するところを十分理解し、豊富な経験及び知識を持って作業を進めなければならない。

第4条 疑義

- (1)受注者は、作業着手後作業内容について疑義が生じた場合には、速やかに監督職員に報告し、対策を協議するものとする。報告を怠って業務を進めたため生じた損害は全て受注者の負担とする。
- (2)また、仕様書に明示されていないものでも、作業の性質上、当然必要な事項及び法令、または慣例によって履行しなければならない事項は、監督職員の指示により受注者の負担で措置しなければならない。

第5条 設計範囲

設計範囲は、東側自治体出展エリア内の出展区画とし、面積は200㎡とする。



出展 GREEN×EXPO 2027 花・緑出展(自治体)【屋外出展】公募要領

会場全体図

第6条 管理技術者及び照査技術者

土木設計業務共通仕様書第1107条第3項に規定する管理技術者及び第1108条第2項に規定する照査技術者の資格等要件については、公募要項に規定のとおりとする。

第7条 照査の実施

本業務は照査技術者により照査を行うものとする。照査技術者は、共通仕様書第1108条第2項に規定しているように、照査計画を業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

照査技術者は設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において署名押印の上、管理技術者を通じ監督職員に提出しなければならない。

第8条 テクリス

(1)受注者は、業務計画書(設計業務等共通仕様書 共通編第1112条)の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する場合も同様とする。

(2)業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下のとおりとする。

①業務打合せ(電話等打合せを含む)において、監督職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者

②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者

(3)業務実績情報システム(テクリス)に登録する技術者は、業務完了までに受発注者双方の確認の上、確定するものとする。

第9条 諸手続

本業務に伴い必要となる官公署等への諸手続は、監督職員の承諾を得て、受注者の責任において速やかに行わなければならない。

第10条 協議打合せ等

業務における打合せは次のとおりとする。ただし、下記以外に監督職員が必要と認めた場合は、その指示に従うこと。また中間打合せは、監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、打合せは原則として管理技術者が立会うものとする。

受注者は打合せ時以外においても、作業進捗状況を随時報告し、監督職員の指示を受けなければならない。

協議打合せ事項	時期
業務全般について	業務計画準備段階(設計準備段階)
中間打合せ	監督職員と協議し決定する(10回)
成果品の内容について	成果品取りまとめ段階

第11条 成果の提出

成果品は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で正副3部提出するとともに、その出力版(報告書は簡易製本、図面はA3縮小版)を各3部提出する。

第12条 使用する技術基準等

名称	発行所	発行年月
都市公園技術標準解説書	(社)日本公園緑地協会	令和元年7月
都市公園安全・安心対策に関する調査・計画－公園施設長寿命化計画と公園再生計画－標準業務仕様書・標準業務報酬積算ガイドライン	(社)ランドスケープコンサルタンツ協会	令和6年4月
2027年国際園芸博覧会 アクセシビリティ・ガイドライン	2027年国際園芸博覧会	令和5年11月

第13条 設計業務の内容

図面の作成にあたっては、「CAD製図基準」に準拠して作成しなければならない。

第14条 設計業務の条件(建設副産物対策)

共通仕様書第1209条(設計業務の条件)の9に基づき、建設副産物の検討成果として、別紙3(リサイクル計画書)を作成するものとする。

第2章 庭園基本設計

第15条 基本設計

(1)設計条件は、以下のとおりとする

①共同庭園に求めるデザイン要素

(ア)優れた空間デザイン

国内外からの来園者を惹きつける魅力的な景観を創出し、独創性と実現性を両立した優れた空間デザインとすること。

(イ)大阪府・大阪市・堺市の魅力発信

国内外から多様な人・物・情報が集まり、交わり、豊かな歴史文化を育みながら、先進的なまちづくりを進めてきた大阪・堺をはじめとする大都市大阪の魅力を発信し、3府市への来訪意欲が高まるデザインとすること。

(ウ)万博理念の継承

大阪・関西万博の理念を横浜園芸博に継承するため、ひとり一人が多様な幸せ「ウェルビーイ

ング」を実感できる、Society5.0※により目指す「未来社会」を、生命の輝きを象徴する「花とみどり」が豊かに広がる屋外庭園を通じて表現するデザインとすること。

(エ) マネジメントの視点

最先端技術を活用した持続可能な社会を見据え、脱炭素社会や循環型社会を具現化したデザインであるとともに、多様なみどりの使いこなしにより、新たなみどりの価値や可能性を感じるデザインとすること。

※我が国が目指すべき Society5.0 の未来社会像：持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ(Well-being)を実現できる社会(第 6 期 科学・イノベーション基本計画(R3.3 閣議決定))

② 共同庭園に求める必須事項

大阪府・大阪市・堺市の魅力や共同庭園を紹介する解説板を、庭園全体と調和のとれた空間デザインの一部として含め、解説板の盤面デザインイメージを含め提案してください。解説板には、QRコードを設置し、3府市の魅力を紹介するホームページ(既存ホームページほか)にアクセスできるものとしてください。

③ その他庭園デザインの条件・留意事項

「別紙1(園芸博覧会協会が設定する条件等)」、「別紙2(公募及び業務に関する基準等一覧)」のその他園芸博協会のガイドライン等を遵守すること。

(2) 業務内容は以下のとおりとする。

① 与条件の細部検討

前提条件及び各種調査結果を把握し、計画の細部について検討すること。

- ・与条件の確認
- ・各種設計条件の整理と確認
- ・各種設計基準の抽出と適用の確認
- ・現地詳細調査(設計対象地とその周辺)

② 諸施設の検討及び設定

与条件の細部検討に基づき、個々の施設についての位置、規模及び内容を検討し、その概略構造を設定すること。

- ・基本計画内容の整合性の確認
- ・空間構成／景観／意匠等に関する基本方針の検討と設定
- ・造成基本方針の検討と設定
- ・植栽基本方針の検討と設定
- ・供給処理設備基本方針の検討と設定
- ・整備水準／目標工事費の検討と設定
- ・維持管理基本方針の検討と設定
- ・夜間照明の検討と設定

③基本設計図の作成

設計された施設の位置、規模及び内容等を平面図としてまとめること。また、特に必要と指示された施設について概略構造図を作成すること。

(ア)全体平面図 S=1/100 A3サイズ

全体の配置がわかるもの。要着色

(イ)主要断面図 S=1/100 A3サイズ

(ウ)立面図 A3サイズ

2方向以上で鑑賞高がわかるもの

(エ)基盤平面図 S=1/100 A3サイズ

土留め、盛土、切土、雨水排水などがわかる図

(オ)施設平面図 S=1/100 A3サイズ

資材や施設などの素材やサイズ等

建築物以外の資材や施設などの設置方法(基礎がある場合には、基礎の構造)

(カ)設備平面図 S=1/100 A3サイズ

給排水と電気等の位置図

(キ)主要詳細図 A3サイズ

基盤、施設、設備など「基盤平面図」「施設平面図」「設備平面図」を集約した図

(ク)植栽平面図 S=1/100 A3サイズ

植物材料の名前と㎡(株数)、木本系の場合は高さを記載すること

(ケ)主要施設の構造図 S=1/50 A3サイズ

<以下、建築物を設置する場合のみ作成>

(コ)基礎図 S=1/50 A3サイズ

基礎構造がわかる図面

(サ)立面図 A3サイズ

4方向

(シ)主要断面図 S=1/100 A3サイズ

構造材、外装、内装がわかる図

(ス)設備図 A3サイズ

④植替え数量表の作成

植付け・植替えを行う植物名・品種名、規格等を記載すること。

⑤施設・素材等調書の作成

基本設計図に基づき、整備・撤去(原状回復)・園芸博覧会期間中に使用する素材名、詳細規格や製品名を記載すること

⑥透視図の作成

基本設計図に基づき全体及び主要な部分について、立体図を仕上げる。

なお、作成にあたっての詳細は監督職員の指示によるものとする。

⑦概算工事費の算出

基本設計図に基づき、整備・撤去（原状回復）・園芸博覧会期間中の植栽の維持管理・植替えに必要な概算の工事費を工種ごとに算出すること。

単価積算根拠資料を添付すること。

⑧解説板の設計

大阪府・大阪市・堺市の魅力や共同庭園を紹介する解説板を設計すること（盤面デザインを含む）。

解説板には、QR コードを設置し、3府市の魅力を紹介するホームページ（既存ホームページほか）に誘導するものとする。

⑨建築確認済証の写し

※建築物を設置する場合のみ

⑩各関係者協議・調整

基本設計にかかる大阪府・大阪市・堺市との結果を踏まえて、全体企画や植栽デザインの調整を行うこと。

⑪報告書作成

上記検討内容を取りまとめた報告書を作成すること。

(3)照査の実施

下記に示す業務の節目毎に照査技術者が実施するものとする。また、節目毎に作成した資料は、照査報告書に含めて提出するものとする。

①業務計画書の作成時

②与条件の決定時

③基本設計図作成時

(4)その他

本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合は速やかに発注者に報告し、十分協議すること。

本委託業務の実施にあたって必要となる経費はすべて、本委託受注者が負担すること。

本委託業務は、大阪府・大阪市・堺市の3府市の共同庭園の基本設計であることから、大阪市・堺市の担当者が打ち合わせに立ち会うことがある。

園芸博覧会協会が設定する条件

1 設計業務の条件

①基盤について

基盤環境を生かす(保全する)ため、敷地造成を極力行わないような設計とすること。

②区画内の雨水排水の処理について

区画周辺に雨水排水管の設置が予定されていないため、園路もしくは区画周辺に設置する素掘り側溝への表面排水等により処理すること。

③植栽について

展示スペース内及び近傍に既存樹木が存在する場合、当該樹木は保存しなければならないことから、既存樹木を活かした展示スペースの計画すること。

④使用材料

作品に使用する植物材料および資材類については、原則、園芸博協会が発注する施工業者が調達するため、入手が容易で、2027年国際園芸博覧会持続可能性に配慮した調達コード〔2027 国際園芸博覧会〕に適合できるものを使用すること。

⑤使用植物の選択について

■植栽について—外来種・希少生物の取り扱い

特定外来生物は使用できません。絶滅危惧種(国際自然保護連合 IUCN が作成したレッドリストにおいて「CR:深刻な危機、EN:危機、VU:危急」に該当する植物)も使用することはできない。ただし、持続可能な利用のための措置が講じられているものは使用可能。

■病虫害防除について

病虫害防除の方法、物理的防除または生物学的防除を原則とする。

⑥肥料について

肥培管理では、日本国内で関係法令に基づき登録もしくは届出されている肥料を使うこと。

⑦協会による維持管理、植え替え作業について

灌水は、会場全体に対して定期的に一律に実施(夏期は概ね1回/2日程度が上限)される予定であり、それを踏まえた設計を行うこと。なお、必要がある場合は自動灌水設備の設置を設計すること。

植替え作業は、原則開園時間外での作業を想定したものとすること。

2 デザインの考え方

①建築物の設置

- ・区画面積の20%以内の面積の建築物(東屋などの建物)を設置することは可能とする(テラスなどの半屋外空間は屋内空間の面積に含まない)。
- ・建築基準法に規定する建築物を設置する場合、出展者による建築基準法の規定に基づく仮設建築物の許可に関する申請及び建築確認申請が必要となるため、受注者の責任において実施すること。

②暑さ対策

来場者向けの暑さ対策を会場全体で実施することを検討されているが、本共同庭園内においても、植樹やパーゴラ等による日陰の確保やミストの設置等により、暑さ対策をデザインにおいて検討すること。

③電気、給水設備

- ・電気設備は、25 m²(1区画)あたり100V10A程度を予定されています。
- ・給水設備の形状(給水栓、蛇口付き等)は、現在未定です。
- ・作品演出のために、電気および給水設備の使用することは可能です。
- ・演出用の水を使用する場合は、循環式を基本とすること。

④使用材料の植替え

園芸博協会が発注する施工業者が、出展作品の植え替えやメンテナンスを行います。本博覧会は開催期間中防犯上の観点等から車両の出入りが相当程度制限されます。このため、レイアウトの大幅な変更といった多くの資材を必要とする植え替えは原則できません。

⑤区画内でのPR活動

出展区画において出展面積の5%以内で出展内容に関連するPR活動を実施することが可能です。PR活動を想定したスペースを作る場合は、留意すること。

(PR活動の例)

- ・出展者や出展作品を紹介する情報の提示
- ・出展作品の解説や野点等のイベントの実施
- ・出展者によるプレゼンテーション、デモンストレーション 等

⑥夜間開園

園芸博協会が実施検討しているため、照明計画を作成すること。

公募及び業務に関する基準等一覧

【公募に関する基準等】

- 大阪府公募型プロポーザル方式実施基準〔大阪府〕

https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/puopo.html

- 公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得〔大阪府〕

https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/puopo.html

【その他園芸博協会のガイドライン等】

- 2027年国際園芸博覧会アクセシビリティ・ガイドライン〔2027 国際園芸博覧会〕

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/accessibility/>

- 2027年国際園芸博覧会持続可能性に配慮した調達コード〔2027 国際園芸博覧会〕

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/>

- 会場整備に関わる設計配慮方針〔2027 国際園芸博覧会〕※

- 出展者向け QA〔2027 国際園芸博覧会〕※

- その他資料〔2027 国際園芸博覧会〕※

※「会場整備に関わる設計配慮方針」、「出展者向け QA」、「その他資料」など、HP 等で公表されていない資料の配布を希望する場合は、以下のとおり、お問い合わせください。

- (1) 受付期間

令和7年6月13日(金)から令和7年7月18日(金) 午後5時まで

- (2) 受付及び回答方法

電子メール(アドレス:Koen-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp)で受け付けます。

メール件名は「(追加資料希望)横浜園芸博」としてください。

メール送付の 3 営業日後までに返信が無い場合は、大阪府都市整備部公園課企画推進グループ(電話番号:06-6944-7594)まで、連絡してください。

【業務に関する必携等】

- 測量、調査及び設計業務等委託必携〔大阪府都市整備部〕

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/giken/index.html>

- 令和7年度 土木工事数量算出要領〔国土交通省〕

<https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/yoryo0704.htm>

- CAD製図基準〔国土交通省〕

https://www.cals-ed.go.jp/cr_point/

- 情報共有システム〔大阪府都市整備部〕

https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/cals/cals_j.html

- 大阪府都市整備部電子納品要領(案)〔大阪府都市整備部〕

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/giken/denshinouhin.html>

リサイクル計画書

1. 設計概要

発注機関名		委 託 名	
施 工 箇 所		設計概要等	
工事着手予定時期			

2. 建設資材利用計画

建 設 資 材	① 利 用 量	②現場内利用可能量	③再生材利用可能量	④新材利用量	⑤再生資源利用率 (②+③)/①×100	備 考
土 砂	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物搬の種類	⑥ 発 生 量	⑦ 現場内利用 可 能 量	⑧ 他工事への 搬出可能量	⑨再生資源化施設 への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪現場内利用率 (⑦/⑥×100)
建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%
	トン	トン	トン	トン	トン	%